

## 函館市病院局職員の病氣療養休暇の取扱い等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市病院局職員就業規程（平成18年函館市病院局規程第13号。以下「規程」という。）に基づく病氣療養休暇の取扱いおよび長期療養者への対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所属長の責務)

第2条 函館市病院局処務規程（平成18年函館市病院局規程第3号）第17条の規定に基づき職員の休暇の承認を行う者（以下「所属長」という。）は、規程およびこの要領の規定に基づき、病氣療養休暇制度が適正に運用されるよう努めなければならない。

(病氣療養休暇の承認の基準等)

第3条 函館市公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、病氣療養休暇の請求について、規程第29条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

2 規程第29条第3項ただし書の連続しているものとみなすことが適当でないとき管理者が認めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 当該年度において使用した病氣療養休暇（規程第29条第3項本文の規定による連続する8日以上の間をいう。）に係る負傷または疾病の症状等と明らかに異なる負傷または疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(2) 経過の長い慢性的疾患等のため、医師の診断に基づき定期的に通院加療を行うことが必要であり、かつ、当該通院加療のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(3) 当該年度において、連続する8日以上の間病氣療養休暇を使用して職務に復帰した職員が、当該年度から翌年度に引き続く期間において再度の病氣療養休暇を使用し、規程第29条第3項本文の規定により連続しているものとみなす期間が90日に達する日の翌日までの間に再度職務に復帰した場合

3 所属長は、所属職員から前項第1号または第2号に掲げる場合に該当するものとして病気療養休暇の請求があったときは、医師の診断書により、当該各号に掲げる場合に該当するか否かの確認を行うものとする。

(長期療養者への対応)

第4条 所属長は、所属職員のうち30日以上にわたり病気療養休暇を承認された職員または地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定により休職を命ぜられた職員（以下「長期療養者」という。）の病状および療養の状況等について随時確認し、当該職員ならびに当該職員の家族および主治医との面談を適宜行い、別記第1号様式の療養状況報告書により、月ごとに管理者に報告するものとする。

(長期療養者の職務復帰の取扱い)

第5条 所属長は、長期療養者が職務に復帰しようとするときは、当該長期療養者の病状および回復の程度ならびに函館市病院局試験就労実施要綱（当該長期療養者が函館市長より出向を命ぜられた職員である場合にあっては、函館市試験就労実施要綱）に基づく試験就労の実施の要否等について、管理部庶務課長（当該長期療養者が函館市長より出向を命ぜられた職員である場合にあっては、総務部職員厚生課長）と協議しなければならない。

2 長期療養者のうち法第28条第2項第1号の規定により休職を命ぜられた職員（以下「休職職員」という。）が職務に復帰しようとするときは、当該職務への復帰の可否についての医師の診断を受け、その診断書を所属長を経由して管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、休職職員が職務に復帰しようとする場合において、第1項の規定による協議を踏まえ、当該休職職員の病状および回復の程度について函館市病院局健康判定審査会（当該休職職員が函館市長より出向を命ぜられた職員である場合にあっては、函館市健康判定審査会。以下「審査会」という。）の意見を求める必要があると認めるときは、前項の診断書その他必要な書類を添えて、審査会に審査を依頼するものとする。

4 審査会は、前項の規定による依頼があったときは、当該休職職員の

病状および回復の程度について調査審議し、管理者に意見を述べるものとする。

5 管理者は、第2項の規定による診断書の提出または前項の規定による意見があったときは、当該診断書または当該意見に基づき、復職の適否を決定し、その旨を当該休職職員および所属長に通知するものとする。

第6条 管理者は、長期療養者のうち休職職員以外の者が職務に復帰しようとするときは、必要に応じ、当該職務への復帰の可否についての医師の診断書の提出を求めることができる。

2 前項の診断書の提出を求められた長期療養者は、当該職務への復帰の可否についての医師の診断を受け、その診断書を所属長を経由して管理者に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。